

フォロワー一覧表

達成年度欄は、〇〇年度、21年度以降、〇〇年度(以降順次改善)の3通りであり、各施策の達成年度となる年度欄を青色としている。

資料3

項目	施策の内容	達成年度	対象	18年度	19年度	20年度	21年度以降	担当局等	担当部署名	参考資料
1. 災害・事故時の情報提供										
【改善1】受け手の立場に立った改善										
(1) 分かりやすい用語・表現										
① 基本的考え方	発生時等に提供される情報について、受け手の的確な判断や行動につながる分かりやすい用語への改善を行う。	19年度	全河川	防災用語改善検討委員会の提言に基づき、各地方整備局・都道府県に対し通知(10月)、その通知に基づき、河川管理者が広報を実施。	防災用語の見直しを受け、洪水予報の発表形式を改善し、平成19年4月より実施中。今後は実施結果をフォロワーアツツし、必要に応じて改善する。			河川局	河川計画課 治水課 砂防計画課	別1
② 分かりやすい防災用語への改善										
③ 理解を助けるための表現上の工夫										
④ 意味がわかりにくい図記号の解説	標識等の図記号のうち意味が伝わりにくいものについて、一般国民への浸透を図る。	18年度	全国民	図記号の一般国民への浸透の現状に関する調査を実施し(12月)、3ホームページによるPRを実施(3月)。	より広く浸透させるために、ホームページと合わせて、道路ふれあい月間(8月)等を通じてポスターの掲示などのPRを実施。			道路局	企画課	別2
⑤ スマイルアップの姿勢(防災気象情報等における用語の見直しなど)	防災気象情報や天気予報に用いる用語等について、より分かりやすい用語・表現となるよう見直しを行う。	18年度 (以降順次改善)	全国民	報道機関等との定期的な協議会、打ち合わせを行い、全面的に見直しを実施(3月)。	更なる改善に向けて継続的に見直しを実施。			気象庁	予報部業務課	別3
(2) 受信者の的確な判断・行動に結びつく情報										
① 水位情報等を避難行動に結びつける取組										
1) はん危険度レベルに応じた避難情報等の提供										
イ はん危険度レベルの設定とこれに応じた水位名称への変更	はん危険度レベルを設定し、増水によって危険度の段階が移行する際の水位の呼称を改善する。	19年度	全河川	防災用語改善検討委員会の提言に基づき、各地方整備局・都道府県に対し通知(10月)、その通知に基づき、河川管理者が広報を実施。	防災用語の見直しを受け、洪水予報の発表形式を改善し、平成19年4月より実施中。今後は実施結果をフォロワーアツツし、必要に応じて改善。			河川局	河川計画課 治水課	別4
ロ 発表情報と避難行動等との関連の明確化	市町村に対し、水害に対する避難勧告等の判断・伝達でマニュアルの作成支援を行う。	21年度以降	全市町村	10のモデル市町村において、避難勧告等の判断・伝達でマニュアルの作成を支援(5市で作成完了)。	引き継ぎ、マニュアルの作成支援を全国の市町村に展開。 (平成20年3月末時点で、モデル市町村10市中、8市作成、モデル市町村以外1市作成)			河川局	河川計画課 治水課	
2) 避難勧告等の判断・伝達でマニュアルの作成支援	市町村の土砂災害に対する警戒避難体制の整備に資するため、ガイドラインを作成する。	19年度	全市町村	土砂法に定める基本指針を改訂(9月)するとともに、警戒避難体制に関する課題を整理。	ガイドラインを作成し、都道府県に対し通知(4月)。			河川局	砂防計画課	
3) 土砂災害警戒情報の充実等	土砂災害警戒情報を全国に展開する。	19年度	全都道府県	12府県において、土砂災害警戒情報を提供。	全都道府県で土砂災害警戒情報の提供を開始(3月)。			河川局 気象庁	砂防計画課 予報部業務課	別5
4) 気象情報の改善	大雨・洪水・高潮等の警報基準を、避難勧告等の判断基準に適合するよう見直す。	20年度 (以降順次改善)	全市町村	技術的な調査を行い、避難勧告等により適合した新たな大雨・洪水・高潮の警報基準案を作成。	新たな基準案を部内評価の上改善し、都道府県・市町村と調整。	出水期から現行区域毎に新基準による運用開始(5月)。	22年度出水期を目途に市町村毎の区域を対象とした警報発表を開始。	気象庁	予報部業務課	
② 「見直し」情報の積極的な提供										
1) (通行止め・欠航)になりそうな時期、通行・運行の再開時期の「見直し」情報等の提供										
イ (道路)の事前通行規制区間等の規制・解除の見直し	道路の事前通行規制区間について、通行規制開始・解除の手遅れ情報や道路情報版・ラジオ等で提供する。	18年度	全国の国管理の国道	全国の国管理の国道において、事前通行規制区間の規制・解除の見直し情報の提供を開始。				道路局	国道・防災課	別6
ロ (航空)の欠航・遅延等の見直し情報	空港内及び空港外において、インターネット等を通じて欠航・遅延等のより迅速かつ正確な「見直し」情報を提供する。	18年度	3主要国際拠点空港	成田・関西・中部の各国際空港において、空港内の運航情報表示板やホームページ等を通じて情報提供を開始(9月)。				航空局	成田国際空港課 関西国際空港課 中部国際空港課	
ハ (鉄道)の運転再開見直し	災害等で鉄道が運行停止した場合、現状を可能な限り案内するとともに、できるだけ早く「運行再開」の見直しの情報提供を行う。	19年度	鉄道事業者	事業者を含めた「輸送障害発生時の対応検討会」において、情報提供方針のルールを明確化(2月)。	各事業者に対し通知(6月)。			鉄道局	鉄道業務政策課	

達成年度欄は、〇〇年度、21年度以降、〇〇年度(以降順次改善)の3通りであり、各施策の達成年度となる年度欄を青色でしている。

項目	施策の内容	達成年度	対象	18年度	19年度	20年度	21年度以降	担当局等	担当部署名	参考資料
2) 洪水予報河川・はん濫予報河川の拡大	洪水予報河川(堤防のため)の指定を拡大する。	21年度	約500河川	301河川を洪水予報河川に指定。	引き続き、洪水予報の指定について、河川の状況を踏まえ拡大(平成20年3月末現在で約649%)	洪水予報河川の指定を約500河川に拡大。	はん濫予報河川の指定を10河川に拡大。	河川局 気象庁	河川計画課 治水課 予報部業務課	別7
	はん濫予報河川(洪水すると見込まれる区域・水深・時期に関する情報を提供)の指定を拡大する。	21年度	はん濫区域の非常に大きい10河川	利根川をはん濫予報河川に指定(6月)。吉野川をはじめ各河川において検討。	指定した河川において検討を実施。	指定した5河川において実施。	はん濫予報河川の指定を10河川に拡大。	河川局 気象庁	河川計画課 治水課 予報部業務課	
3) (緊急地震速報)	緊急地震速報について、できるだけ早期に広く一般への提供を開始できるような周知・広報活動を進めていく。	19年度 (以降順次改善)	全国民	先行的に利用できる分野(防災機関・交通機関等)には提供開始(8月)。11月からモデル発表を4か所で行い、「緊急地震速報の本運用開始に係る検討会」において緊急地震速報の利用の心得や一般国民への提供開始を決定(3月)。	10月1日から一般国民への提供を開始し、12月1日から緊急地震速報を本運用開始した。周知・広報活動を中心とした周知・広報活動を継続して実施。	緊急地震速報について、一般への提供を開始したことから、引き続き、利用の心得の周知広報に努めるとともに、精度向上を図る。		気象庁	地震火山部管理課	別8
4) (エレベーター閉じ込めからの救出見込み時)	地震時にエレベーターの閉じ込めが発生した場合、地域に関する情報や救出時間の見込みに関する情報を提供する。	21年度以降	エレベーター事業者	社会資本整備審議会建築分科会の建議(エレベーターの地震防災対策の推進)について踏まえ、(社)日本エレベーター協会に対し、エレベーター閉じ込めからの救出見込み情報提供等に関する検討を要請(7月)。	検討結果を業界団体等に周知。			住宅局	建築指導課	
5) (GPS波浪計の活用による津波情報の迅速化)	津波情報の迅速化・充実化に役立て、住民の津波避難行動の徹底に資するため、GPS波浪計を活用した波浪観測情報を提供する。	22年度	全国30箇所程度	津波発生時の高水位5箇所でのGPS波浪計の整備に着手し、観測情報を提供する観測センターを構築するとともに、津波情報への活用方法を検討。	青森県東津軽郡、岩手県中部、岩手県南部、宮城県北部、宮城県中部、三重県、和歌山県、高知県においてGPS波浪計を設置完了し、現在データの精度及び試験運用を開始。	引き続きGPS波浪計の整備と津波に関する情報提供及び津波情報への活用を開始。	引き続きGPS波浪計の整備と津波情報への活用を推進。	港湾局 気象庁	技術企画課技術管理室 地震火山部管理課	別9
③未確認情報の提供(スピード重視の情報提供)										
1) (利用者からの道路被災状況の情報)	国民から道路災害情報の提供を受け、ホームページ上に公開する。	18年度 (以降順次改善)	一般国道及び軌道府県道	一般国道が災害発生箇所・状況を登録・閲覧するシステムを構築し、試験運用を開始(12月)。	現在6地域において試験運用を実施。	これまでの試験運用結果等を踏まえ、システムの改善や運用方法等について検討		道路局	国道・防災課 道路防災対策室	
2) (GIS防災情報ポータル「ア」の情報発信拡大)	被災により混乱している現場になりかわり、被災地内外で情報交換を行う「GIS防災情報ポータル」の仕組みを確立する。	18年度 (以降順次改善)	全国民	「GIS防災情報ポータル」の仕組みの確立に向けての基礎調査及び実証実験を11月から実施。	引き続き基礎調査及び実証実験(新潟県柏崎市)を実施。			国土計画局	総務課国土情報整備室	
	携帯電話を活用して情報の入力・閲覧ができるシステムを開発する。	21年度	全国民	「電子国土情報集約システム」を開発し、一般公開(8月)。	携帯電話端末を用いて災害情報を現地から登録し、その情報を電子国土Webシステムを利用して携帯電話端末上で閲覧できるシステムの設計・開発を実施。	平成19年度に開発した「災害情報収集・伝達システム」の機能拡充と対応する携帯電話端末の順次拡大。		国土地理院	地理空間情報部情報普及課	別10
3) (地域住民からの洪水情報の発信)	はん濫域に浸水センサーを設置し、浸水状況をインターネットを通じて一般に提供するとともに、地域住民等からも浸水状況を取集し、併せて提供する。	21年度以降	すべての国営河川	阿武隈川をモデル河川に選定し、実施内容を検討。	モデル河川において、情報提供を開始。	モデル河川における情報提供の結果を踏まえ、浸水情報を提供する河川を順次拡大。		河川局	治水課	
④噴火時等の火山情報の改善	具体的な防災行動に結びつくよう新しいレベルを設定して各火山に導入するとともに、火山情報等に用いられる用語を分かりやすく改善する。	21年度以降	早急に防災対策が必要な火山	火山情報等に対応した火山防災対策検討会において、火山情報の改善等について検討。	12月から火山情報を噴火予報・警報として実施。及び噴火警戒レベルを10火山に導入。3月に噴火警戒レベルの導入火山を2火山追加し、計18火山とした。	地域における検討を踏まえ、体制の整った火山について噴火警戒レベルを順次導入。また、新たな火山開始による運用開始。		気象庁	地震火山部火山課	
【改善2]情報の発信における改善										
(1) 提供情報の精度の向上・内容の充実										
①台風情報の充実	台風災害防止のため、台風予想位置・強度等の台風情報の改善を図る。	21年度	全国民	台風情報の改善内容を整理し、報道機関等情報を利用する防災関係機関等に対し周知(3月)。	現在12時間刻みで提供している情報を3時間刻みで提供するなど台風情報を改善(4月)。	21年度を目途に、現在3日先まで実施している台風予報を5日先まで延長。		気象庁	予報部業務課	別11
②突風等に対する短時間予測情報の提供	「突風等に対する短時間予測情報を開発し、その活用方法を適用化する。	22年度	全国民	災害事例の収集・分析を行うとともに、鉄道・電力等の事業者との検討会設置に向けて調整。	情報活用検討会を設置し、予測技術や突風等に関する情報の内容について検討。また、ドップラーレーダー等を利用し、突風のおおむねの発生位置を知らせる気象情報(警報注意情報)の開発を開始(3月)。	22年度を目途に、突風等に対する短時間予測情報(10分刻みで1時間先まで予測)を提供。		気象庁	予報部業務課	別12

達成年度欄は、〇〇年度、21年度以降、〇〇年度(以降順次改善)の3通りであり、各施策の達成年度となる年度欄を青色でしている。

項目	施策の内容	達成年度	対象	18年度	19年度	20年度	21年度以降	担当局等	担当部課名	参考資料
③津波警報・注意報の精度向上と津波情報の充実	地震の発生メカニズムを反映した精度の高い津波予測を提供するとともに、国土交通省の潮位データとの共有化により津波情報を充実化する。	19年度	全国の沿岸	地震発生メカニズムを反映した津波予測のデータベースを一部海域について作成するとともに国土と地方の関係機関による潮位データ共有化のためのシステムを整備(3月)。	地震発生メカニズムを反映した津波予測のデータベースの精度を日本全国へ拡張し津波警報等の精度を高める。また、潮位データの共有化を開始し、順次準備の整ったデータの活用により津波情報を充実化した。	地震発生メカニズムを反映した津波予測のデータベースの精度を高め、国へ拡張し津波警報等の精度を高める。また、引き続き、共有化された潮位データを活用し津波情報の充実を図る。		気象庁 河川局 港湾局	地震火山部管理課 技術企画課技術管理室	別13
④高潮予測情報の高度化	高度な高潮予測を提供するシステムを整備し、沿岸地形を取り込んだ任意地点における詳細な高潮予測情報を提供する。	19年度(以降順次改善)	全国の沿岸	国土と地方の関係機関により潮位データを共有化するとともに、詳細な沿岸地形にも対応する予測モデルを一部海域について開発(3月)。	高潮・高波予測機能を強化し、高分解能の高潮予測情報の提供を一部海域(東京湾、伊勢湾、大阪湾、瀬戸内海、有明海)について試行的に開始。	試行の結果を踏まえ、情報の内容を順次拡充。		気象庁 河川局 港湾局	地球環境・海洋部地球環境業務課 海岸・防災課	別14
⑤夜間等における被災状況情報の高精度化	地震や火山活動による被災の状況を人工衛星データを用いて解析し、被災地域を推定した地図作成の技術開発を行い、実用化する。	21年度以降	全国各地	遠域観測技術衛星(だいち)を活用して被災地域推定地図の作成・提供について技術的に検討。	技術的検討結果に基づき、地殻変動による被災地域推定地図の試作版を作成し、運用に向けた今後の課題を検討。	被災地域推定の高度化及び運用に向けた技術開発を実施。		国土地理院	測地部 測地観測センター	別15
⑥異常気象分析情報の提供	異常気象が発生した要因や見過しについて、国として統一的な見解を早期に提供する。	19年度	全国民	大学・研究機関と連携して異常気象を分析するための体制について検討。	大学・研究機関とともに異常気象検討会を設置し、情報提供を開始。			気象庁	地球環境・海洋部地球環境業務課	
⑦中小河川における水位予測情報の提供	急激な水位の上昇が発生する中小河川において、10分間隔での洪水予測を提供する。	22年度	一級水系の主要な約900の中小河川	中小河川における水位予測手法について検討。	シミュレーションを用いた分布型洪水予測モデルによる予測手法を全国で導入。	22年度までに約900の中小河川で情報を提供。		河川局	河川計画課 治水課	
(2)情報提供頻度の見直し										
①鉄道に係る輸送障害時の情報提供	鉄道事業者において、輸送障害が発生した場合、概ね5分を目安に現状・経過等の情報を利用者へ提供する。	18年度	鉄道事業者	地方運輸局から管内事業者の実態状況についてアンケート調査を受け、取組推進を要請(1月)。				鉄道局	鉄道業務政策課	
(参考)鉄道・道路における一時中断からの早期再開対策	鉄道事業者に対し、他社の事例の周知など地震発生後の早期再開に関する事業者の取組みを促す。	18年度	鉄道事業者	JR会社、関係協会等に対し、地震発生後の早期運転再開に向けた取組について事務連絡を发出(12月)。				鉄道局	安全管理官	
②水位情報等の常時公表	時々刻々と変化する河川の水位等の状況を画像情報でウェブサイトに常時提供する。	19年度	約400市町村	専用ウェブサイトに接続する市町村を約330に拡大。	緊急点検ルートの見直しによる点検時間の短縮(最大90分→60分)や地震・災害等による通行止め規制解除に係る運用手順の見直しを実施。	流入制限が煩雑となる東京地区を除き、電圧情報に応じて規制対象エリアを限定した通行規制の運用を実施。(7月)		河川局	河川計画課	
(3)情報発信のタイムリングの改善										
①避難に要する時間を見込み「避難判断水位」の設定	河川管理者と市町村との間で避難誘導を行い、河川ごとに「避難判断水位」を設定する。	21年度	洪水予測河川及び水位周知河川(約2200)	洪水予測河川における避難判断水位を設定し、それに伴う洪水予測文を変更。	洪水予測河川について、運用開始(4月)	水位周知河川について、21年度までに順次指定を拡大し、「避難判断水位」を設定。		河川局	河川計画課 治水課	
②地震・津波に関する航行警報警備までの時間の短縮	地震・津波に関する航行警報警備について、情報の入手から発出までの工程を自動化し、最速で15分に短縮する。	18年度	全船舶	システム開発、運用試験等を行い、地震・津波に関する航行警報警備をシステム化(3月)。				海上保安庁	海洋情報部航海情報課 課水路通報室	
(4)情報の発出体制の強化										
①危険発生時におけるアラウツタリシステムの向上	社会資本整備に係る危機管理のためのアラウツタリシステムの実施手法について、新行動指針に盛り込む。	18年度	国土交通省の各都局	有識者懇談会の意見を踏まえ、「アラウツタリシステム」上新行動指針(仮称)を策定し、関係者に周知(3月)。				大臣官房	技術調査課	
②責任ある報道対応体制の確立	非常時の広報対応窓口となる者の明確化を図る。	19年度	国土交通省の各都局	広報ガイドブックを改訂(8月)。報道の窓口となる広報担当者の設置について各都局に促すとともに、各都局における体制を把握するための調査を実施。	各都局の広報担当者を明確化(6月)。	国土交通省からの情報発信の充実		大臣官房	広報課	

達成年度欄は、〇〇年度、21年度以降、〇〇年度(以降順次改善)の3通りであり、各施策の達成年度となる年度欄を着色している。

項目	施策の内容	達成年度	対象	18年度	19年度	20年度	21年度以降	担当局等	担当部署名	参考資料
【改善3】情報の伝達の改善										
①一元的・広域的な情報の提供										
(1)一元的・広域的な公共交通機関情報	陸・海・空の公共交通機関に係る運行障害情報を一元的かつリアルタイムに収集・提供する体制を確立する。	20年度(以降順次改善)	公共交通機関の利用者	学識経験者、事業者等を構成員とした検討委員会でのシステムあり方について検討。	公共交通事業者の参画を得て、ホーミングや携帯サイト等を通じて実証実験を行い、検討を実施。	参画する公共交通事業者の拡大等のため、当該システムの実証実験を継続するとともに、運行障害情報の表現統一等について検討。	総合政策局	情報管理部情報政策課 技術安全課	別16	
2)一元的・広域的な港務施設情報	各港務局における港務施設の利用可否情報を一元化し、「実態性」をもって公開する。	20年度(以降順次改善)	港務利用者	学識経験者、港務管理者等を構成員とした検討委員会での情報内容について検討。	検討委員会の検討結果を踏まえ、システムを構築。	一部運用を開始し、随時機能を追加し、見直しを実施。	港務局	海岸・防災課 災害対策室	別17	
②異なる主体間の連携による情報提供の総合化										
1)河川・下水の運搬による増水情報	降雨を積水する河川及び下水道の増水状況等に關する総合的な情報を市町村・市民に提供する。	21年度以降	河川管理者・下水道管理者	河川・下水の運搬による増水情報について、内容や提供方法について検討。	その結果も踏まえ、総合的な情報提供に關するマニュアル等を整理し、地方公共団体に周知。		都市・地域整備局 河川局	下水道部下水道事業課 治水課	別18	
2)鉄道不通時の代替輸送機関情報	鉄道不通時に代替輸送機関の運行状況を提示するなどの利用者への情報提供を速やかに行う。	18年度	鉄道事業者	鉄道事業者に対し、災害時の代替輸送機関の利用者への情報提供を徹底するよう通知(12月)。			鉄道局	鉄道乗務政策課		
3)下水・河川の運搬による下水流出情報	下水道管理者と河川管理者が連携して下水道の増水事象による下水流出情報を提供するための情報連絡体制を強化する。	18年度	河川管理者・下水道管理者	水質汚濁防止連絡協議会に下水道管理者を加えることにより、情報連絡体制を整備するよう地方整備局に対し通知(10月)。			都市・地域整備局 河川局	下水道部流域管理官 河川環境課		
4)同一エリア内の公物管理者同士	同一エリア内の公物管理者同士が相互に連携して災害時の利用制限情報を総合的に提供する。	18年度(以降順次改善)	道路管理者	「豪雪地帯対策基本計画(平成18年11月14日閣議決定)」に基づき、道路管理者等の業務上の関係機関による情報連絡本部を国道事務所等に設置(1月)。	道路管理者等の関係機関による情報連絡本部を国道事務所等に設置し、道路情報の一元的な集約と情報提供を推進。(20年6月現在で6地域)		道路局	国道・防災課 道路防災対策室		
(2)ラジオ型のリアルタイム情報提供システム(VICS)による災害情報の提供	カーナビ(VICS)等を活用し道路利用者へ災害情報等を提供する。	20年度	道路利用者	カーナビを通じた災害情報の提供について、情報内容と提供方法について検討。	カーナビを通じた災害情報の提供に關して、試行運用に向けた検討を行う。		河川局 道路局	河川計画課 道路交通管理課ITS推進室		
(3)伝達の迅速化・ルートの多事化(電子メールの活用)	都道府県等への水防警報等の提供について、従来のFAX伝達に加え、電子メールによる伝達を促進する。	18年度	地方公共団体	電子メールを用いた国からの情報伝達を順次実施。			河川局	河川計画課 防災課 治水課		
(3)伝達の迅速化・ルートの多事化(電子メールの活用)	港務施設の利用可否情報の通知について、従来のFAX伝達に加え、電子メールによる伝達を促進する。	19年度	港務管理者	荷主等への電子メールを用いた情報伝達について事例収集を実施。	各地方整備局等に対し、事例を示した上で、港務管理者への電子メールによる利用可否情報発信の導入促進を指示(2月)。		港務局	海岸・防災課 災害対策室		
(4)エンドユーザーに対する防災情報のダイレクタ提供										
①対地方公共団体	地方公共団体が大量量の防災情報を入手できるように、河川・道路用の光ファイバに接続された地方公共団体の拡大を図る。	19年度	約400市町村	専用光ファイバ網に接続する市町村を約330に拡大。	専用光ファイバ網に接続する市町村を約400に拡大。		河川局 道路局	河川計画課 国道・防災課		
②対国民										
(コンビニ、GS、携帯電話で運行規制情報)	コンビニエンスストア、ガソリンスタンド、携帯電話の電子メール等を通じた運行規制に関する国民への情報提供を拡充する。	18年度(以降順次改善)	北海道の道路利用者	北海道において、携帯電話による情報提供に追加の情報を追加(8月)。	情報を提供するコンビニエンスストア、ガソリンスタンド等を拡大するとともに、情報提供の内容等を拡充。		北海道局	地政課	別19	
(地下鉄内の不感地対策)	地下鉄の電波遮断空間においても情報発信ができるよう地上波放送の再送信設備整備促進を行う。	22年度	首都圏下、東海、東南海、南海地域の地下鉄	地下鉄内での地上波放送の再送信設備の仕様等について検討。	22年度までに、首都圏下、東海、東南海、南海地域の地下鉄について地上波放送の再送信設備を総괄。		鉄道局	施設課	別20	

達成年度欄は、〇〇年度、21年度以降、〇〇年度(以降順次改善)の3通りであり、各施策の達成年度となる年度欄を着色している。

項目	施策の内容	達成年度	対象	18年度	19年度	20年度	21年度以降	担当局等	担当部署	参考資料
(5) 要援護者や外国人に対する防災情報提供の改善										
① 要援護者向けの災害情報提供技術の仕様化	要援護者に対して災害情報を予備として、携帯電話・情報家電等で受け取る事ができるような統一した技術仕様を策定する。	20年度	要援護者	災害時要援護者に対し提供すべき災害情報の内容を整理。また既存のシステム等を利用する情報提供に必要な機能・設計要件等を整理し、様々な通信・放送プラットフォームに向けた情報の発信方法を検討。	災害時におけるマルチプラットフォームに向けた情報提供において、IoTを利用する範囲を検討し、水害を中心としたモデル検討により必要な情報変換技術を標準化。	一部地方整備局等において水害を想定した実証実験を行い、改善を加えた後、運用開始。		国土技術政策総合研究所	高度情報化研究センター 情報基礎研究室 危機管理研究センター 水害研究室	
② 災害時要援護者関連施設等への情報提供の充実<追加>	災害時要援護者が利用する施設や地下街等へ洪水予報等の伝達を実施する。	21年度以降	市区町村		災害時要援護者関連施設および地下街等への洪水予報等の伝達を約100市町村で実施		22年度までに約1,000市町村で実施する。	河川局	防災課	別21
② 多言語での情報提供										
1) 外国人宿泊客等向け(英語以外でも放送)	外国人宿泊客等に対する災害情報等の提供について、英語以外の言語による非常放送の実施等の充実化を行う。	19年度	ホテル事業者等	(社)日本ホテル協会において、災害対策マニュアルを見直すためのアンケート調査を整理。また、リアルタイムの災害情報を山梨県富士河口湖町で実施(1月)。	アンケート調査の結果を踏まえ、(社)日本ホテル協会において、多言語による管内放送を視野に入れた地震発生時の対応活動検討(仮称)を作成し、年度内に事業者へ通知。			総合政策局(観光)	観光事業課	
2) 公共交通機関での外国語による異常時情報	外国人旅客の利用が多い公共交通機関において、外国語による案内情報提供の実施を促進する。	18年度	外客来訪促進法に基づく指定区間において事業者を営営する公共交通事業者	公共交通事業者等に対し、「公共交通機関における外国語による情報提供促進計画(カイトプラン)」を通知(4月)。また、年度内に対象事業者が情報提供促進実施計画を作成。	各地方整備局等に対し、事例を示した上で、港湾管理者への多言語による利用可容情報発信の導入促進を指示(2月)。			総合政策局(観光)	観光地域振興課 観光地域振興課 観光地域振興課 観光地域振興課	
3) 港湾の海外ユーザーに多言語で防災情報を提供	輸出入貨物を取り扱う主要港湾において、海外ユーザーへの地産産物による防災情報を提供する仕組みを構築する。	18年度(以降順次改善)	港湾管理者	港湾における多言語での災害情報提供について、事例を収集し、事例集を作成(3月)。				港湾局	海浜・防災課 災害対策課	
(6) 震中の被災地等への重要な情報の伝達										
① 被災地(自治体・住民)への情報										
(直轄ネットワークへの市町村接続拡大)	防災情報を住民に確実に提供するため、通信ネットワークの市町村接続先の拡大を行う。	19年度	約400市町村	専用光ファイバ網に接続する市町村を約330に拡大。	専用光ファイバ網に接続する市町村を約400に拡大。			河川局	河川計画課	
(汚水漏れ情報の周知方法のメニュー化)	被災地における下水道使用の自粛、禁止、復旧見込み等に係る周知方法をメニュー化する。	18年度	地方公共団体	「下水道の地震対策メニュー」を作成し(8月)、安曇等において地方公共団体に対し周知(9月)。				都市・地域整備局	下水道部下水道事業課	
② エレベーター閉じ込め者への自動音声案内・文字表示	地震時にエレベーターの閉じ込めが発生した場合、利用者に必要な情報を提供することができ、かつ、「昇降機耐震設計・施工指針」を見直す。	21年度以降	エレベーター事業者	社会資本整備審議会建設分科会の建議「エレベーターの地震防災対策の推進について」を踏まえ、(社)日本エレベーター協会に対し、エレベーター閉じ込め時の対応での安全安心情報の提供方法等に關する検討を要請(7月)。				住宅局	建築指導課	
③ 日本人海外旅行者の携帯電話への予口等情報	海外旅行者の携帯電話の番号等を事前に旅行者等に登録し、予口等事件、自然災害発生時の安全確認や情報提供を迅速にできるようにする。	18年度(以降順次改善)	日本人海外旅行者	旅行業関係者を委員とした検討会において携帯電話の活用策を策定後、リーフレット等を作成(3月)。	リーフレット等を活用し、旅行者への周知・啓蒙を徹底。また、国内外からの危険情報入手・対応確認方法について、安全対策に関する実態把握及び今後の対策についての検討。			総合政策局(観光)	観光事業課	別22

達成年度欄は、〇〇年度、21年度以降、〇〇年度(以降順次改善)の3通りであり、各施策の達成年度となる年度欄を着色している。

項目	施策の内容	達成年度	対象	18年度	19年度	20年度	21年度以降	担当局等	担当部署名	参考資料
----	-------	------	----	------	------	------	--------	------	-------	------

2. 平時における広報活動

【改善4】ハザードマップ等の改善

①各種ハザードマップの整備促進

1) 洪水ハザードマップ	「洪水ハザードマップ作成要領」および「洪水ハザードマップ作成の手引き」に則し、洪水ハザードマップを作成・公表する。	21年度	洪水予報河川及び水位情報周知河川の浸水想定区域にかかるとる全市町村(約1500)	552市町村において、洪水ハザードマップを作成。	目標達成に向け、四半期毎に作成状況を公表するなどの促進策を実施。			河川局	治水課	
	内水ハザードマップと洪水ハザードマップの総合化を行う。	21年度以降	内水・洪水面ハザードマップを作成すべき全市町村	モデル市町村を選定(3月)。洪水・内水の面ハザードマップ等、各種ハザードマップを一元的に採集、閲覧可能なポータルサイトを構築。	モデル市町村において、関係部局との調整を図り、ハザードマップの総合化を実施。ポータルサイトは、4月より運用。	21年度以降がドライバーを作成。		河川局 都市・地域整備局	治水課 下水道部流域管理官	
2) 内水ハザードマップ	「内水ハザードマップ作成の手引き」に則し、内水ハザードマップを作成・公表する。	21年度	浸水対策を緊急に実施すべき62市町村	12市町村において、内水ハザードマップを作成。	16市町村において、内水ハザードマップを作成	目的達成に向け、内水ハザードマップ作成の前提となる浸水シミュレーション等について、先進的な取組事例における考え方を市町村に助言するなどの促進策を実施。		都市・地域整備局	下水道部流域管理官	
3) 地震防災マップ	「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」に基づき、地震防災マップを作成・公表する。	20年度	全市町村	26都道府県、4市町村において、地震防災マップを作成。	目標達成に向け、マップ作成のための補助(住宅、建築物耐震改修等事業)や建築物防災空間における普及活動などの促進策を実施。			住宅局	建築指導課	
4) 地震危険度マップ	「地震危険度マップ作成マニュアル」に則し、地震危険度マップを作成する。	20年度	密集市街地のうち特に大欠の可能性が高い危険な市街地の全域(約8,000ha)	45市町村(4,528ha)において、市街地火災に関する地震危険度マップを作成済。	47市町村(4,803ha)において、市街地火災に関する地震危険度マップを作成済。	重点密集市街地以外で作成したのもも含め、インターネットにより公表しているマップについては、簡易ポータルサイトへのリンクを開設。引き続き、目標達成に向け、マップ作成のための補助(都市防災総合推進事業等)などの促進策を実施。		都市・地域整備局	まちづくり推進課	
5) 大規模浸土造成地に係る宅地ハザードマップ	「大規模浸土造成地の変動予測調査ガイドライン」に則し、宅地ハザードマップを作成・公表する。	21年度	全大規模浸土造成地	宅地ハザードマップの作成ガイドライン(大規模浸土造成地の変動予測調査ガイドライン)を策定し、各地方公共団体に周知(9月(3月に改定))。	宅地ハザードマップの作成ガイドライン(大規模浸土造成地の変動予測調査ガイドライン)を改定し、各地方公共団体に周知(19年4月)。	目標達成に向け、マップ作成のための補助(宅地耐震化推進事業)などの促進策を実施。		都市・地域整備局	都市計画課	
6) 土砂災害ハザードマップ	「土砂災害ハザードマップ作成のための指針と解説(案)」に則し、土砂災害ハザードマップを作成・公表する。	21年度	重点地域(近年大規模な災害を受けた箇所や災害時要援護者施設を含む箇所等、約6000箇所)	3,276箇所において、土砂災害ハザードマップを作成。	目標達成として、6,000箇所は作成済み。引き続き、マップ作成のための補助(総合流域防災事業)などの促進策を実施。平成20年2月末現在、約1700市町村のうち703市町村において公表済み。		河川局	砂防計画課		
7) 津波・高潮ハザードマップ	「津波・高潮ハザードマップ作成マニュアル」に則し、津波・高潮ハザードマップを作成・公表する。	21年度	重要沿岸域を含む全市町村及び全セロメートル地帯(657市町村)	185市町村において津波ハザードマップを作成。また、66市町村において高潮ハザードマップを作成。	目標達成に向け、マップ作成のための補助(津波・高潮危機管理対策緊急事業)などの促進策を実施。		河川局 河港務局	海岸室 海岸・防災課		
②避難所等の見直し、ハザードマップの充実・徹底										
1) 被災可能性のある避難場所等の見直し	既存の避難所を見直し、土砂災害等に対する安全性が確保された避難路、避難場所を設定する。	21年度	全市町村	避難場所の保全を促進するため、半砂防関連施設整備事業の提案基準を拡充(4月)。洪水ハザードマップについて、市町村の具体的な取組を支援するよう整備局、都道府県に対し通知(10月)。市街地について、地震危険度マップ等の作成に合わせ、避難場所の点検等を実施するよう、整備局を通じて地方自治体に対し通知(11月)。	洪水ハザードマップについては、国の各河川関係事務所に設置された災害情報支援室を主体とし、災害情報支援室等において必要な技術的助言を実施。土砂災害については、市町村段階、警備署、消防署等の地域の防災拠点の保全対策を推進するため、急傾斜地崩壊対策等事業の採択基準を拡充(4月)。			河川局 都市・地域整備局	治水課 砂防計画課 海岸室 まちづくり推進課 下水道部流域管理官	
	各種ハザードマップの内容を充実させ、情報を受けてから避難等の行動に移るまでのリードタイムの短縮を図る。	18年度以降(以降順次改善)	全市町村	洪水ハザードマップについて、市町村の具体的な取組を支援するよう整備局、都道府県に対し通知(10月)。	洪水ハザードマップについては、国の各河川関係事務所に設置された災害情報支援室を主体とし、災害情報支援室等において必要な技術的助言を実施。土砂災害ハザードマップについては、市町村段階、警備署、消防署等の地域の防災拠点の保全対策を推進するため、急傾斜地崩壊対策等事業の採択基準を拡充(4月)。	洪水ハザードマップについては、国の各河川関係事務所に設置された災害情報支援室を主体とし、災害情報支援室等において必要な技術的助言を実施。土砂災害ハザードマップについては、市町村段階、警備署、消防署等の地域の防災拠点の保全対策を推進するため、急傾斜地崩壊対策等事業の採択基準を拡充(4月)。		河川局	治水課 砂防計画課	

達成年度欄は、〇〇年度、21年度以降、〇〇年度(以降順次改善)の3通りであり、各施策の達成年度となる年度欄を着色している。

項目	施策の内容	達成年度	対象	18年度	19年度	20年度	21年度以降	担当局等	担当課名	参考資料
3) ハザードマップの浸透	住民参加による実践訓練を全国各地で実施し、防災時における迅速な行動を確保するものとする。	18年度 (以降順次改善)	全市町村	洪水ハザードマップについて、全市町村の具体的な取組みを支援するよう整備局、都道府県に対し通知(10月)。	洪水ハザードマップについては、実践訓練の実施状況を確認し、更なる実施の促進。土砂災害ハザードマップを活用した防災訓練等を通じ、土砂災害危険箇所、避難経路等を住民へ周知。			河川局	治水課 妙計画課 海岸室	
③) ハザードマップの総合化への取組	複数のマップの集約や複合原因を想定した総合的なマップ作成など利用者本位によるハザードマップの総合化に取り組み。	21年度以降	全市町村	洪水ハザードマップと土砂ハザードマップは統合して作成中 洪水ハザードマップと内水ハザードマップの総合化について、モリ市町村を選定(3月)。	21年度まで1500市町村で洪水ハザードマップを作成(河区域内に土砂災害区域等がある場合総合化して作成)。 モリ市町村において、関係部局との調整を図り、ハザードマップの総合化を実施。		21年度以降ガイドラインを作成。	都市・地域整備局 河川局 港湾局 国土地理院	下水道部流域管理官 治水課 妙計画課 海岸室 防災課 地理院調査科防災地理課	別23
(2) 地震時のエレベーター運行方法等に関する情報提供	地震時のエレベーターの運行方法や閉じ込められた場合の対処方法などの情報の提示や防災訓練等を通じて周知を行う。	18年度	エレベーターの利用者	(注)日本エレベーター協会に対し、地震時のエレベーターの利用方法等について、ホームページ等による情報提供を要請(7月)。				住宅局	建築指導課	
①) 利用者への周知(閉じ込め時の対処法)	日常の管理方法、地震時の対応方法、地震時における運行の優先度等についての情報提供を行うよう徹底する。	18年度	建物管理者等	(注)日本エレベーター協会に対し、地震時のエレベーターの利用方法等について、ホームページ等による情報提供を要請(7月)。				住宅局	建築指導課	
②) 建物管理者等への周知	官庁施設管理者に対し、業務継続計画に記述する官庁施設の整備・運用計画作成のための方ガイドライン等を提供する。	20年度	官庁施設管理者	業務継続を考慮した施設の機能確保に関する検討を行うことを目的として、官庁官庁施設内の業務継続計画をまとめた官庁施設の機能確保に関する研究会(座長:東京理科大学 寺本隆幸教授)を設置して検討を進め、「業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針(案)」を作成した。(3月)				官庁管轄部	設備・環境課	
【改善5】災害・事故時に行われる情報提供についての広報										
	(提供される情報及びその内容の周知)	18年度 (以降順次改善)	全国民	防災に関する各施策のポスター掲示やTV・ラジオの配布等を通じて、災害・事故情報へのアクセス方法を周知。	国土交通省ホームページの活用、地方自治体・交通事業者等を通じてPR等、災害・事故情報へのアクセス方法を周知。			河川局 道路局 都市・地域整備局 港湾局 鉄道局 自動車交通局 国土航空局	河川計画課 国道・防災課 道路防災対策室 都市・防災課 海岸・防災課 安全管理課 安全政策課 運輸労働課 航空保安対策室	
	陸・海・空の公共交通機関に係る運行障害情報を一元的かつリアルタイムに収集・提供する体制を確立する。(再掲)	20年度 (以降順次改善)	公共交通機関の利用者	学識経験者、事業者等を構成員とした検討委員会を設置し、検討。	公共交通事業者の参画を得て、ホームページや携帯サイト等を通じて実証実験を行い、検討。			総合政策局	情報管理課 情報政策課 技術安全課	
3. 業務継続計画への取組み										
【取組1】国土交通省の首都直下地震応急対策業務のBCPの策定	首都直下地震に見舞われた場合に、国土交通省が実施すべき応急対策業務について、BCPを策定する。	19年度	国土交通省	継続すべき優先業務を抽出するとともに、業務継続のための要員及び執務環境の確保について検討。	国土交通省BCPを作成(6月)。			河川局	防災課 災害対策室	別24
【取組2】国土交通省のその他の業務のBCPの策定	首都直下地震に見舞われた場合に、国土交通省が実施すべき継続的実施業務について、BCPを策定する。	19年度	国土交通省	継続すべき優先業務を抽出するとともに、業務継続のための要員及び執務環境の確保について検討。	国土交通省BCPを作成(6月)。			河川局	防災課 災害対策室	

達成年度欄は、〇〇年度、21年度以降、〇〇年度(以降順次改善)の3通りであり、各施策の達成年度となる年度欄を黄色くしている。

項目	施策の内容	達成年度	対象	18年度	19年度	20年度	21年度以降	担当部署	担当課名	参考資料
【取組3】サイバー攻撃と業務継続に関する枠組み										
(1) サイバー攻撃	国土交通省BCPについて、訓練結果等を踏まえて不断に見直しを行う。	19年度(以降順次改善)	国土交通省	継続すべき優先業務を抽出するとともに、業務継続のための要員及び執務環境の確保について検討。	国土交通省BCPを作成(6月)。「平成19年度国土交通本省地域防災訓練」の一環として、「首都圏下地蔵を想定した徒歩参加訓練等」を実施(9月)。	全地方支分部局等においても業務継続計画を策定(20年6月時点)。		河川局	防災課災害対策室	
(2) 防災業務計画の改定等	国土交通省防災業務計画を改定し、発災時に国土交通省の活動機能が低下した場合でも、業務継続ができる体制の整備について位置づける。	18年度	国土交通省	国土交通省防災業務計画を改定(8月)				河川局	防災課災害対策室	
(3) 独立行政法人等におけるBCP作成の促進<追加>	BCPガイドラインの周知等により各法人に早期BCPを策定するよう協力要請を行う。	20年度	国土交通省所管独立行政法人及び公益法人等	所管する独立行政法人及び公益法人等に対し、BCP作成を促進するための協力要請(3月)。		引き続き、BCP作成が必要である所管法人等に対し、協力を求める。		政策統括官付	参事官付	
【取組4】民間企業によるBCP作成促進										
(1) 災害時の応急対策の実施に必要な関係者のBCP										
①建設業者	先進的な取組事例をホームページ上に紹介する等、建設業者によるBCP策定を促進するための方針を検討し、実行する。	18年度	建設業者	(社)日本建設業団体連合会に対し、BCPの策定が進むよう検討を要請(6月)。同連合会において建設BCPガイドラインを策定し、ホームページ等に掲載(7月)。「建設BCPガイドライン(第2版)」として初版の内容を補足・修正(11月)				総合政策局	建設業課	
		18年度	鉄道事業者	JR会社、関係協会等に対し、鉄軌道事業者におけるBCP策定の推進について事務連絡を发出(12月)。				鉄道局	鉄道業務政策課 安全管理官 施設課	
		18年度	トラック事業者及びバス事業者	(社)全日本トラック協会(9月)及び(社)日本バス協会(3月)に対し、BCP作成を促進するための事務連絡を发出。				自動車交通局	貨物課 旅客課	
		18年度	海運事業者	所管する海運関係団体に対し、BCP作成を促進するための事務連絡を发出(9月)。				海事局	外航課 内航課 運輸労働課	
②運輸事業者	BCPガイドラインの周知等により各事業者におけるBCP策定を促進するよう働きかけを行う。	18年度	航空事業者	定期航空協会に対し、BCP作成を促進するための事務連絡を发出(2月)。				航空局	航空保安対策室	
		18年度	エレベーター保守会社	(社)日本エレベーター協会に対し、BCPの策定が進むよう検討を要請(7月)。				住宅局	建築指導課	
③エレベーターの保守会社	保守会社におけるBCPの策定が進むよう関係団体等を通じて働きかけを行う。また、災害発生時に保守員が現場への到着が滞れることのないよう関係機関と調整を行う。	18年度	エレベーター保守会社	(社)日本エレベーター協会に対し、BCPの策定が進むよう検討を要請(7月)。				住宅局	建築指導課	
		21年度以降	通信事業者等	行政情報システム(メール、インターネット、地方支分部局とのネットワーク)の再調査時にBCPの策定を契約条件に盛り込むよう検討。				総合政策局	情報管理課 行政情報課 情報推進課	
④通信事業者等の受託企業	継続を図るべき重要業務の受託企業にBCPの策定を要請するとともに、今後の再調査の機会を捉えて、BCPの策定を契約条件とするよう改める。	19年度	東京湾の主要港湾及び東関東湾基幹的広域防災拠点	港湾関係者による検討会を設置し、東京湾主要港湾におけるBCP策定について検討。川崎港東関東湾基幹的広域防災拠点についてもBCP策定について検討を実施。				港湾局	海岸・防災課 災害対策室	別25
		18年度	国土交通省所管事業者	不動産業団体、各船舶団体等に対し、業務継続に向けた取組の策定を要請。				総合政策局	不動産業課 観光業課	
(3) 所管業界におけるBCP作成の促進	国土交通省所管の関係事業者に対し、業務継続に向けた取組の策定を要請。	18年度	国土交通省所管事業者	不動産業団体、各船舶団体等に対し、業務継続に向けた取組の策定を要請。				総合政策局	不動産業課 観光業課	

達成年度欄は、〇〇年度、21年度以降、〇〇年度(以降順次改善)の3通りであり、各施策の達成年度となる年度欄を着色している。

項目	施策の内容	達成年度	対象	18年度	19年度	20年度	21年度以降	担当局等	担当部署名	参考資料
【取組5】地域の防災力の再構築										
(1)水防体制										
①水防活動の技術向上	技術力の高い水防専門家をネットワーク化し、水防同等が行う訓練・講習会に講師として派遣する仕組みを構築し、水防同等の技術力向上を支援する。	18年度 (以降順次改善)	水防回	水防専門家ネットワークの枠組みを構築し、その利用促進を図るよう通知(2月)、地方整備局において水防専門家会議を実施。	地方整備局等において水防専門家会議を実施するなど、水防専門家ネットワークの活用を促進。	全国的に水防専門家ネットワークを展開。		河川局	防災課	別26
②情報共有による水防活動の効率化	上下流の水防同等、水防管理団体及び河川管理者の間で、水防同等等の活動状況や各水防同等が保有する資機材等に關する情報を共有化する仕組みを構築する。	19年度	河川管理者、水防同等	情報の集約・発信方法について検討。	試行的な結果を踏まえ、情報の集約・発信方法を整理し、情報共有を図るよう周知。			河川局	防災課	
	市町村を結ぶ活動するNPO等への災害対策機材の調達について検討を行い、広域的な水防活動を支援する。	21年度以降	NPO等	有識者懇談会において、災害時の建設機材等による災害対策用資機材のあり方について有識者より提言(2月)。	提言を地方整備局、都道府県等に周知し、本取組への参加を促進。地方整備局毎に、提言の実施について検討。	地域の建設機材等活用のための連絡会議を立ち上げ、提言の実施について検討。		総合政策局	建設施工企画課	
③まるとまことハイザー・ドワックの全国展開	洪水に關する関記号を作成し、市街地に想定浸水深や浸水想定場所等を表示するまるとまことハイザー・ドワックを全国展開する。	21年度	すべての国管理河川の流域	都道府県及び地方整備局に対し、まるとまことハイザー・ドワックの推進について通知(7月)。	先行的に実施するモデル河川を各地方整備局にて選出し、21年度までにすべての国管理河川の流域で実施。			河川局	防災課災害対策室	別27
④防災教育の強化	学校教育等の場で「マイン・ハイザー・ドワック」を作成する取組を、全国各地へ展開する。	19年度 (以降順次改善)	全国各地	2つのモデル小学校において、「マイン・ハイザー・ドワック」の作成を支援。	マイン・ハイザー・ドワック作成に関する課題を整理して「防災学習マニユアル」を作成。	順次実施。		河川局	防災課災害対策室	別28
⑤水害避難ビル(仮称)の活用	洪水、高潮や津波の発生に際し、身近にあるビル等の開放により地域住民が避難することができるよう、「水害避難ビル(仮称)」を指定する。	21年度	洪水予報河川及び水位周知河川(約2200)のうち、指定が必要な河川	「津波避難ビル等に係るガイドライン」を参考に河川における水害避難ビルの枠組みについて検討。	津波避難ビル等の指定状況を確認し、指定市町村より、津波等の抽出を実施した上で、浸水想定区域内市町村に対して実施する予定のアンケート内容を検討。	平成20年度に浸水想定区域内市町村にアンケートを実施し、モデル市町村を選定し、試行する。その結果を基に、21年度までにすべての河川について検討を行い、必要に応じて水害避難ビルを指定。		河川局 港務局	治水課 海岸・防災課	
(2)地震防災体制										
①津波等に関する防災技術・知識の蓄積	防災教育の推進や地域活動の支援を図るほか、津波防災総合訓練を実施する。	18年度 (以降順次改善)	全国各地	徳島県小松島市において、大規模津波防災総合訓練を実施(7月)。	引き続き、関係機関との連携・調整を図りつつ、大規模津波防災総合訓練を実施。			河川局 港務局	海岸室 海岸・防災課	別29
②地域の建設業者による共助の取組	経営事項審査において、国や地方公共団体と防災協定を結んで社会貢献を果たしている建設業者が経営事項審査で加点評価されるよう建設業法施行規則を改正し、業界団体等に周知(5月)。	18年度	建設業者	国や地方公共団体と防災協定を結んで社会貢献を果たしている建設業者が経営事項審査で加点評価されるよう建設業法施行規則を改正し、業界団体等に周知(5月)。	経営事項審査における防災協定の加点幅を拡大(20年度より施行)。			総合政策局	建設業課	
③地域の一角としての国土交通省による共助の取組	帰宅困難者対策のため、国土交通省への来客者等を一定期間、収容できる態勢を確保する(マニユアル策定、収容場所や物資の確保等)。	19年度 (以降順次改善)	国土交通省への来客者や周辺の帰宅困難者(ケガ人等)	災害時に国土交通省への来客者や周辺の帰宅困難者(ケガ人等)に対応するためのマニユアル策定等について検討。		マニユアルを策定し、物資等の確保と訓練を実施。		大臣官房	食料課	
④防災教育の強化	学校教育等の場で、過去の地震・津波の被害を振り返るとともに、今後の防災対策について考える機会を設ける。	19年度 (以降順次改善)	全国各地	学校教育等と連携した防災教育について地方整備局等を含め検討し、出前講座を活性化させるよう、地方整備局等に対し通知(3月)。	全国に順次展開。			港務局	海岸・防災課	

達成年度欄は、〇〇年度、21年度以降、〇〇年度(以降順次改善)の3通りであり、各施策の達成年度となる年度欄を着色している。

項目	施策の内容	達成年度	対象	18年度			19年度			20年度			21年度以降			担当局等	担当部署名	参考資料
①広域的な危機管理体制の構築	(3)施設管理の充実と協賛	18年度	地方整備局等	災害対策要員を広域的に派遣するための行動計画として、地方整備局等関係機関と連携し、3月までに限次策定。										河川局	防災課災害対策室			
		22年度	地方整備局等	災害対策用機械の配備計画に基づき、全国で排水ポンプ車23台、照明車20台、災害対策本部車2台を配備。											総合政策局	建設施工企画課	別30	
1) 人員及び資機材に係る広域的な支援体制	主要港湾において、被災地への技術的助言及び現地への調査派遣が円滑に行えるよう、リアルタイムの被災地の画像や科学的データを閲覧できる体制を整備する。	20年度	60主要港湾	国土技術政策総合研究所(横浜)において被災地画像を閲覧するための体制の構築・設計を行うとともに、60箇所での波浪観測データを公開(6月)。										港湾局	総務課危機管理室 港湾・防災課災害対策室	別31		
		20年度(以降順次改善)	地方整備局等 地方公共団体	国土技術政策総合研究所(横浜)においてリアルタイムで被災地画像を閲覧できるシステムを構築し、全国60箇所すべてでの波浪観測情報及び順次整備の進捗したGPS波浪計データも加えて、リアルタイムデータを公開。										河川局	防災課	別32		
2) 資機材費とに係る被災地負担の軽減	緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)として、大規模災害時の人員・資機材の派遣体制等を整備し、危機管理対応の充実・強化を図る。 <追加> 地方公共団体への復旧用機械器具の貸付けについて、「国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び貸与に関する省令(18年1月)によりルール及び根拠を統一した。	17年度	地方公共団体											総合政策局	建設施工企画課			
		18年度(以降順次改善)	水防団等	水防訓練時に災害対策機械の操作等の演習を実施するよう地方整備局に依頼(9月～9月)。										河川局	防災課			
②施設管理を通じた水害リスクの分担調整	堤内から河川へ排水するポンプについて、河川がはん濫する危険のある水位になった場合の運転ルールを決定する仕組みを確立する。	21年度	国管理の全河川	排水ポンプの運転調整に関する検討会を設置し(12月)、運転調整の進め方について検討。									河川局 都市地域整備局	治水課 下水道部流域管理官	別33			
		21年度	全国民	排水ポンプの運転調整ルールを基に「排水ポンプ(案)」を作成し、都道府県など関係機関と調整・検討。 調査結果を踏まえ、避難促進施策の具体的な進め方と災害意識の持続プロセスを提案。									国土技術政策 総合研究所	河川研究部海岸研究室				
④避難意思決定に関する研究	津波警報発令時等に住民が避難するに当たって、避難促進施策の具体的な進め方と災害意識の持続プロセスを提案する。	21年度	全国民	住民の避難行動・意図に関する調査を実施。														